

第15章

防災

第1節 島の防災組織と活動 (156)

第2節 防災訓練 (157)

第3節 安心・安全なしまづくり (158)

第1節 島の防災組織と活動

玄界島には、交番や消防署がなく、防災公共機関は、島民で組織された水上消防団(福岡市水上消防団玄界水上分団)のみである。水上消防団は通常、海上における水難事故や船舶火災等に対して活動を行う組織であるが、離島である玄界島においては島内の防災活動もあわせて行っている。

しかし、水上消防団員を含む島民のほとんどが漁師であるため、出漁中の防災活動は、高齢者、女性、子どもが主体となる。そこで、水上消防団の活動を補完するため、女性で組織された婦人防火クラブ(玄界島婦人自衛消防隊防火クラブ)や中学校全生徒による少年少女消防クラブ(BGFC:Boys and Girls Firefighters Club)が発足した。

これらの団体は、定期的に消火器や消火ポンプの使い方の訓練などを行ったり、毎夕の島内放送で「寝る前はガスの元栓を締めましょう」と注意するなど、防災についての意識を日常から高めている。

住宅火災は平成元年から19年間で4件しか発生しておらず、犠牲者もでていない。

震災時においても、消防団員や婦人防火クラブが中心となって、近所に声をかけ避難誘導を行うとともに、安否確認や行方不明者の救助などを行ったため、甚大な被害を受けたにも関わらず、人的被害を最小限にとどめることができた。また、少年少女消防クラブメンバーのほとんどが、各戸のガスの元栓を締め、ブレーカーを落としたため、密集した集落部での火災を防ぐことができた。

これらの活動が評価され、各団体は以下のような賞を受けた。

水上消防団(福岡市水上消防団玄界水上分団)

県知事表彰(平成17年5月30日)

消防庁長官表彰(平成17年5月31日)

婦人防火クラブ(玄界島婦人自衛消防隊防火クラブ)

福岡県防災賞(平成18年3月21日)

少年少女消防クラブ(BGFC)

特別市民教育賞(平成17年6月25日)

ぼうさい甲子園優秀賞(平成18年1月8日)

また、震災から1年経過した平成18年3月20日には、復興委員会により自主防災組織が立ち上げられ、さらなる防災強化が取り組まれた。翌年からは、コミュニティの基本組織となる自治会に引き継がれた。

第2節 防災訓練

「防災の日」とは、関東大震災に因んで9月1日に制定されたものであるが、本市においても、地震の記憶を風化させないため、地震の発生した3月20日を「市民防災の日」と定め、市内各地で防災訓練等が行われている。

玄界島においても、平成18年から毎年、3月20日「市民防災の日」に防災訓練を実施することとした。

1 平成18年3月20日の防災訓練

「島民全員で防災訓練を行いたい」という島民からの声を受け、本市も参加・協力し、防災訓練を実施した。

「午前10時53分、福岡県西方沖で震度6弱の地震が発生し、玄界島において被害が発生したものと想定し、10時53分のサイレンを合図に訓練を開始した。

水上消防団は情報収集班、避難誘導班、初期消火班に分かれて活動し、婦人防火クラブは避難してきた島民の確認や応急救護にあたり、少年少女防火クラブは仮設住宅を巡回しガスの元栓やブレーカーの確認を行った。また、女性部による炊き出しが行われた。

本市においても、消防ヘリコプターによる救出活動や消防艇による消火活動などを実施するとともに、本市消防局の指導による初期消火や応急処置等の講習等を実施した。

2 平成19年3月20日の防災訓練

前年と同様、避難訓練を実施するとともに、本市消防局の指導による心肺蘇生法や消火器の使用法の講習等を実施した。



仮設住宅から避難する島民



ヘリコプターによる救助活動を行う消防隊

第3節 安心・安全なしまづくり

第1節で述べた通り、離島である玄界島においては、日常の防災活動や大規模災害時の初期活動を行政が行うには限界があるため、島民による「自分たちの島は自分たちで守る」ための体制が整えられている。

しかし、行政の防災対策により、災害そのものを防ぐことはできなくても、被害を最小化することはできる。

そこで、今回の復興事業にあたっては、住宅や公共基盤を整備するとともに、島民が安全で安心して住み続けられるよう災害に強い「しまづくり」を行った。

1 斜面集落部の安全性の確認

斜面集落部の再生にあたっては、震災直後より、福岡県および本市による地質・地盤調査を実施し、地盤工学会および玄界島斜面対策委員会により調査結果が分析された。その結果、斜面地の安全性が確認され、小さな滑りについての斜面对策工が提言された。

2 造成(地震対策)

安定している斜面集落部のバランスを崩さないよう、現状の地形に即した、盛土・切土の少ない造成とした。

また、家屋被害の大きな要因は石積の擁壁や法面の崩壊にあったため、宅地を守る強固な擁壁づくりを行った。それに加えて、玄界島斜面対策委員会の提言に基づき、福岡県によるアンカー工や地下水排除工などの地すべり対策工事が行われ、より強固な造成となった。



アンカー工事



地下水排除工事

3 排水(水害対策)

従前の斜面集落部には水路が少なく、雨水は雁木段をつたって、湾内に流れていた。そこで、集落部全域に道路側溝を整備するとともに、それらからの排水を受ける勾配の大きい縦方向の水路については、エネルギーを減衰させるため階段状水路として整備した。



道路側溝



階段状水路

4 道路(避難経路の確保)

平成17年7月の第2回島民総会で提示したしまづくり案では、斜面地への進入道路が浜道からの1系統であったため、非常時に斜面地へのアクセスが分断される恐れがあった。そこで、西側から斜面地へのアクセス道路を追加するとともに、車両の通行を主とした外周道路に位置づけ、集落部の生活道路を安全に通行しやすいようにした。

また、緊急時の最短避難ルートとして活用できるよう、雁木段を再整備した。



集落部全景



雁木段

5 消防(火災対策)

ライフラインの整備と併せて、斜面集落部にあった消火栓及びホース格納庫を再整備し、火災が発生した際は、島民が迅速に直近の消火栓から消火活動を行えるようにした。

また、集落部最上部にある公園内に、ホース、消防ポンプを格納する消防倉庫及び耐震性防火水槽を設置し山火事に備えるとともに、地震等で上水道が被害を受けた場合でも、耐震性防火水槽により集落部上部の消防活動が行えるようにした。



ホース格納庫



防火水槽・消防倉庫

6 防護施設 (交通安全対策)

今回の復興事業により、斜面集落部に道路が通り、快適で便利な住環境が整備された。一方で、車の通行による交通事故の発生や、道路・水路の整備により生じた段差の危険性が懸念された。

そこで、車道にガードレールを整備するだけでなく、段差がある場所には転落防止柵や立入防止柵をあわせて整備し、安全対策を施した。



ガードレール



立入防止柵